

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷六十四第

行發日一月一年三十和昭

新年特別號

- 資本主義と戦争 文學博士 高田保馬
- 絶對國家 經濟學博士 作田莊一
- 農地自治管理論 經濟學博士 八木芳之助
- ナチス主義と經濟的自己責任の原則 經濟學士 中川與之助
- 工場内住居施設に就いて 經濟學士 大塚一朗
- シュモラーの國民經濟學方法論 經濟學士 白杉庄一郎
- 重農派租稅論の基礎問題 經濟學士 島 恭 彦
- 國際收支均衡の理論 經濟學士 松 井 清
- 近代地代理論について 經濟學士 山岡亮一
- 投資乘數の理論 經濟學士 飯田藤次
- 國際收支策としての輸入統制 經濟學博士 谷口吉彦
- 共同體の人間學的考察 經濟學博士 石川興二
- 新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

農地自治管理論

八木芳之助

一般の第七十議會に提出され審議未了に終つた農地法案は、互譲相助の精神に則つて自作地の創設と農地の使用収益關係の調整とを圖るを以て目的とした。従つて農地法案は、その内容・實質の如何は別として、少くとも形式的には自作農地の創設維持事業と小作法とを其の中に包攝し、兩者相互の有機的聯關の下に、統一的なる農地政策の樹立を期せんとせるもので、此の點は多とすべきであつた。¹⁾

農地法案に於ては、この目的を達成するため、市町村に農地委員會なるものを設置して、自作地の創設維持、農地の使用収益關係、その他農地に關する事項を處理せしめることゝなつてゐた。即ちこの農地委員會は自作地の創設又は維持に關する斡旋、農地の賣却に關する斡旋、小作料その他小作條件の改訂等を司る重要な機關となるものである。然るに農地法案に於ては、この重要な農地委員會の組織及び機能等に關しては特に規定を設けず、勅令を以て之を定めることゝしたのは、遺憾であつた。併し農林省當局の言によれば、「この農地委員會は全然新しいものではなく、從來の自作農創設維持施設に伴ふて設置せられて居る町村の自作農創設維持審議會と從來村に存在して居る小作委員會とを一緒にする²⁾」考へであるとのことであつた。前者の審議會は自作農創設に

1) 拙稿、現下の土地問題と農地法案(經濟論叢、第四十四卷、第六號)參照。

2) 農林省農務局、農地法案に就て(農業、昭和十二年四月號)。

關し、土地賣買價格その他重要なる事項を審議する機關として各府縣に設置されてゐるものであり、後者の小作委員會は地主及び小作人の各々から、又は之に加ふるに自作農その他の者の中から一定數又は一定比率の代表者を選出し、此等の代表者を以て組織するもので、一定區域内に於ける小作條件の維持改善、即ち小作料改定、小作料の減免率協定、小作料納入方法の改善等に關する事項及び其の他農村生活に關する事故を圓滿に協議決定して、地主・小作人間の利害の調和を圖ることを目的とするもので、その多くは協調組合を母體としてゐる。この種の協調組合は昭和九年末に於て二千二百十九組合に達してゐるが、併し斯かる協調組合の全部が必ずしも右の如き組織の小作委員會を持つものとは限つてゐない。

農地法案に於ては、農地委員會の組織及び機能に關しては直接これを規定せず、勅令を以て定めることゝなつてゐたから、假令、農地委員會として、從來の自作農創設維持審議會と小作委員會とを併せ採擇する場合に於ても、農林省當局が之に對し果して如何なる組織と機能とを附與する意圖であつたかは、全く不明である。

惟うに國家が農地法の如き農地政策を樹立し、之を實施する場合に當つては、直接に各村々の個々の地主竝に農民を政策の對象とすることは至難である。蓋し農地政策の對象たる地主及び農民の數が極めて多數に上るうへに、調整すべき小作關係もまた村々により、それ／＼多少その事情を異にするからである。従つて國家の樹立したる農地政策を實施する場合に於ては、この農地政策に準據して、自作農地の創設竝に維持に關する斡旋、小作料その他小作條件の改訂等を司る機關を各村々に設置することが必要である。

この場合、右機關の母體として、先づ各町村、又は部落の地主及び農民を以て、各町村又は各部落を區域とす

る法人たる農地自治管理組合を組織せしめ、或る程度まで町村又は部落の農地を自治的に管理せしめる方法をとることを提唱したい。それは恰も米穀統制法を補強するに、米穀自治管理法による町村の米穀統制組合を以てするが如くである。併しながら農地政策に關しては、米穀統制法に相當する農地法又は其の他の根本法が未だ制定されるに至つてゐない。従つて茲では自由なる立場から、農地問題解決の一方法として、農地自治管理組合の設置を提唱し、以下この組合のとるべき組織並に其の行ふべき機能に就いて若干の私見を披瀝しようと思ふ。

二

農地自治管理組合の組合員たる資格を有する者としては、(イ)組合の区域内に於て耕地を所有する者(地主)。但し組合の區域外に居住する地主にして、組合の区域内に耕地を所有するときは之を組合員とする。(ロ)組合の区域内に於て耕地を賃借耕作する者(小作農)。(ハ)組合の区域内に居住する自作農。純自作農は耕地の賃借には直接關係はないが、以下述べる組合の諸事業を圓滑に遂行するために、之を組合に加入せしめることが便宜である。従つて農地自治管理組合の組合員は、原則として地主、自作農、自作兼小作農及び小作農とすべきである。

この農地自治管理組合は、その本質上、地主、自作農、自作兼小作農及び小作農を包含する協調的組合たるべきであるから、地主階級または小作人階級の階級的利益のみを追求するものではない。即ち絶對的なる小作農の利益追求機關でもなく、また絶對的なる地主の擁護機關でもない。寧ろ農地自治管理組合は、全村一體の精神に基き、超階級的なる第三者の立場に立つて、組合区域内の農地を自治的に管理し、従つて地主・小作兩者に對し或る點に於ては其の利益を圖り、或る點に於ては其の放恣を警めて、兩者間に於ける利害の調和を圖るべきもの

とする。

農地自治管理組合は超階級的なる第三者の立場から、地主・小作人間の問題を公正に解決すべきであるから、先づ組合員總會で組合長及び副組合長その他組合役員を選挙して組合事務を處理せしめる。この外に各組合には農地委員會を設置すべきである。この農地委員會は組合員たる地主、自作農及び小作農から夫々同數（三名乃至五名）づゝ互選された委員を以て組織する。この委員會は自作地の創設又は維持に關する斡旋、農地の賣却に關する斡旋をなし、また小作料の改訂、減收の場合に於ける小作料の減免査定等の事項を審議決定し、併せて一般の組合事務に關し、組合長の諮問に應ずるものとする。

この農地自治管理組合は超階級的なる第三者の立場に於て、地主・小作人の協調を保ちながら、組合區域内の農地を自治的に管理することを目標とするものであるから、組合は左記の諸事業を行ふものとする。

(1)耕地の管理、(2)小作地の斡旋、(3)小作料の改訂、(4)減收の場合に於ける小作料の減免査定、(5)耕地の交換分合、(6)自作農地の創設維持、(7)其の他の事業である。

以下此等の組合の諸事業につき若干の考察を加へよう。

三

一、耕地の管理 農地自治管理組合を設立するときは、耕地を所有する組合員は組合區域内に於ける其の所有耕地を總て組合に提供して、其の管理を組合に委託し、組合は更に其の管理する耕地を組合員たる小作者に小作せしめるものとする。即ち此の場合には、從來の地主對小作人の直接的なる賃貸借關係の間に、農地自治管理組

台といふ團體が耕地の管理者として介入することとなる。而して組合は、組合員たる地主の提供したる耕地の管理權に基いて、耕地の利用者及び耕作者より納付すべき小作料を公正に決定する。かくて従來の地主對小作人の直接的なる小作料納付關係が、一方に於ては小作人對組合の小作料支拂關係となり、他方に於ては地主對組合の小作料受取關係となる。この場合、組合は第三者の立場に立つて、小作條件の改正、其他凡てに亘つて公平なる處置を採り得るから、毎年の小作料の收納が圓滿に行はれ、地主對小作人の親善融和と農村部落の平和とを招來し得るものである。

現下の我國に於ける農地問題の解決策としては、自作農創設事業を徹底的に斷行して、地主と小作人との對立を無くすることが最上の策であらう。併し之を行ふために要する國家の財政的負擔の點より考ふれば、現下の情勢に於て其の急速なる實現は之を望むことを得ない。従つて現存の小作農は、依然小作農として存続するであらう。従つて小作人の地位を確保するため、小作法を制定して其の耕作權を確立することが要求される。けれども我國の農村に於けるが如く、耕地に比して之を耕作せんと熱望する農民の過多なる處では、耕作權の確立に伴ふて、必然的に耕作權に價格が発生することとなる。然かも耕作權を強力なるものとすればする程、耕作權の價格は昂騰することとなるを免れないであらう。かくて耕作權が第二の土地所有權となつて、將來の新小作者に對する重き負擔とならざるを得ない。これ個人主義的なる土地所有權に對應して、個人主義的なる耕作權を確立する限り、免れ得ない當然の歸結である。

然るに之に反し、農地自治管理組合に於ては、團體主義的なる組合の耕地管理權を強化する方向に進むもので

ある。而して此の場合、組合員たる耕作者は組合員たる資格に於て、組合との間に耕地の利用關係を締結するものであるから、組合員の耕作權は必ずしも之を物權的に確定して置く必要はない。即ち組合の耕地管理權さへ確立されてゐる限り、組合員は安んじて耕作に従事し得るものである。而して組合は其の管理する耕地の利用に關しては、組合員間に無償で斡旋するものであるから、個人主義的なる耕作權確立の場合に於けるが如く、將來の小作者に對して重い負擔を課することにはならない。

農地自治管理組合は組合員たる地主より耕地を借り受け、更に之を組合員たる小作者に賃貸するものであるから、組合が組合員たる小作者に耕地を賃貸する期間は、組合が組合員たる地主より耕地を賃借する期間に照應することとなる。この場合、組合は第三者の立場に立つて、小作料を公正に決定し、凶作年に於ける減免率を公正に査定し、小作料は之を組合に於て取纏めて地主へ納付するものであるから、地主・小作人兩者にとつて極めて好都合なる組織である。彼つて組合の耕地管理期間はなるべく之を長期とすることが地主・小作人兩者にとつて好都合であり、また耕地改良の上からも必要であるから、組合對地主の耕地賃貸借期間はなるべく之を長期とし、契約期間満了後も原則として其の契約を更新すべきである。また組合對小作者の契約關係も之に照應せしむべきは勿論である。併し地主の有する耕地の處分權能までも之を組合に移すことは、今日の法制上許されないから、耕地を提供せる組合員たる地主が、其の所有耕地を他に賣却せんとする場合には、組合に之が先買權を認め、組合をして自作農創設事業をも行はしむべきである。この點に就いては尙ほ後に論ずる。

二、小作地の斡旋 地主及び耕作者の農地自治管理組合への加入は之を全く自由とすべきか、若くば多少の強

制を加ふべきかは問題であるが、斯かる組合の急速なる増加を圖つて、農地問題の解決を期せんとすれば、多少の強制は之を必要とするであらう。この限度は、かの米穀自治管理法による米穀統制組合の設立の場合の如く、その設立には其の地區内に於て右の組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を必要とするが、一旦それが設立されたときは、その地區内の組合員たる資格を有する者は總て組合員となる程度でよろしからう。かくして農地自治管理組合は原則として組合區域内の全耕地を管理すべきである。また組合より耕地を賃借するものは、組合員たる小作人に限ることとし、組合より耕地を賃借して小作するものは、その小作地を轉貸するを得ないこととして、組合の耕地管理權を確保すべきである。従つて組合員たる小作者から小作地返還の申出でのあつた場合には、組合に於て組合員中から耕作希望者を申出でしめ、各希望者の家族員數、耕作反別、農業外副収入等を參酌して、組合の農地委員會で公正に之が耕作者を決定すべきである。即ち之によつて小作料の引上や耕作權に對する代價の支拂なくして、各組合員のため其の家族勞力に應じて耕地の過不足を調節することが出来る。

三、小作料の改訂 農地自治管理組合が組合區域内の耕地を管理するに際しては、先づ第一に在來の小作料は之を改訂する必要がある。この小作料の改定は、二箇の要求から促される。即ち(1)第一には公正なる小作料または相當なる小作料を實現する意味よりして、從來の高率なる小作料は幾分之を引き下げて、小作人の生活を安定せしめることより要求される。(2)第二に在來の契約小作料は相當古く設定され、従つてその契約の時代と各個人の契約事情とを異にする關係上、同一區域内の同一價値の耕地にありても、小作料を異にする場合がある。同じく軒を列ねて住み、土地を接して耕しながら、同一價値の甲地と乙地との間に、その小作料に關し利・不利の差

があることは、耕作者間に不満の念を起さしめ、物議を醸す因となる。されば新に組合が全耕地を一手で管理する以上、個人間で定められた斯かる無統制なる區々の小作料は之を改訂して、耕作者は組合區域内ならば何處の土地を耕すも、小作料に關しては利・不利のないやうに、小作料を統制することが要求される。之は後に述べる耕地の交換分合を行ふ前提條件ともなる。

(1)第一に公正なる小作料は、組合の農地委員會に於て、(イ)耕地の生産力(地質、耕地の乾濕、日照の良否)、(ロ)水利の便否、(ハ)農家よりの距離、(ニ)風水害その他災害の多少、(ホ)小作地の經營に要する勞力費等を斟酌して、第三者の立場に於て、公正に之を決定すべきである。

(2)この場合、農地委員會は組合區域内の全耕地につき、右に掲げたる諸事情を參酌して、各耕地の等級を査定し、各耕地の眞價を基準として各筆毎に其の小作料を査定する。かくて組合區域内の各筆耕地間に小作料に關する利・不利のないやう工夫すべきである。³⁾

四、收穫減收の場合に於ける小作料の減免査定 農地自治管理組合を設立し、小作料の改訂を行つた後に於ても、風水害、病蟲害その他の不可抗力によつて農作物が著しき被害を受けた場合には、小作料の減免をなすが至當であらう。蓋し小作料の改訂に際し、作柄の豊凶如何に拘らず、小作人が年々一定額の小作料を納付し得るやう(所謂定免)、小作料を思ひきつて引き下げることが困難であり、また現在の我國の小作人の資力から考へ、假令かゝる程度にまで小作料を引き下げるも、甚だしき凶作の場合には尙ほ減免をなさざるを得ないからである。従つて凶作の場合、小作者が收穫前(十日位)に組合に申出るときは、組合に於ては農地委員をして立毛を検見せ

3) この點に就いては拙稿、耕地管理組合に就いて(經濟論叢、第四十四卷、第五號)參照。

しめ、また必要の場合には坪刈を行はしめて、減免率を公正に決定すべきである。この場合、組合に於ては其の規約により豫め減免率を確定しおき、農地委員會より減免申請耕地の實收穫に關する報告があれば、組合では右の減免率に基き機械的に減免額を決定し得るやう用意しておくことが、地主・小作者の協調を圖る上からも必要である。例へば田の小作料について云へば、(イ)その田の反當り收穫高が反當り小作料に何斗を加へた額以下に減收せる場合には、その差額の何割を減免するとか、(ロ)或は其の田の反當り收穫高が反當り小作料に何斗を加へた額以下に減收せる場合には、其の差額を減免するとか、減免率を確定し置くべきである。この小作料減免の場合には、小作人の最低取得額(例は田にありては反當り六斗)を確定して置き、收穫量が之より少ないときは、小作料は之を全免とすることによつて、小作人を保護するやう工夫すべきである。畑地に就いても同様である。

最近農林當局より發表された「農業保險制度要綱」によれば、農作物の收穫又は小作料の取得につき保險をなし得ることゝなつてゐる。従つて地主の損害填補に關聯する地主・小作人間の權利義務の關係が問題となる。要項によれば、地主が損害の填補を受けたときは、其の額に相當する部分の支拂は之を請求するを得ないことゝしてゐるのは當然であるが、併し他方に於て、填補された部分以外の小作料の請求については、小作人との間の權利義務に變化なしと解釋されるのであるから、少くとも形式は地主の取得する小作料については完全填補の形となる。故に斯かる不合理を除くため、農地自治管理組合では小作人の減免請求權を積極的に認め、且つ上述の如き小作人の「最低取得額」を確定し、小作人が保險によつて損害の填補を受くるも、組合に對する減免請求權並に最低取得額の保障は之がため毫も影響を受くることなしとすべきである。

この減免によつて生じたる組合の缺損は、耕地を提供せる地主の負擔とするを至當とする。併し此の場合、各地主を個別的に考へ、減免した耕地の地主にのみ之を負擔せしめるときは、動もすれば從來の地主對小作人の直接關係を想起せしめ、組合の存在と其の機能とを害する惧があるから、減免額は耕地提供地主の連帶負擔となすべきである。この連帶負擔率は、各耕地提供地主の賃貸料(小作料)、その提供耕地の減免頻繁度及び減免額蓋然率等を參酌して之を決定すべきである。

五、耕地の交換分合 農地自治管理組合を設立し、既述の如く、その区域内に於ける耕地の小作料を改訂するときは、組合員たる耕作者にとりては、組合區域内ならば何處の土地を耕すも、小作料に關しては利・不利の無いこととなる。かゝる前提の下に於て、組合員間に於ける耕地の交換分合が始めて行はれ得ることとなる。而してこの耕地の交換分合は、耕地の生産力を増進するやう、次の見地から行ふべきである。

- (1) 各組合員は成るべく自家附近の耕作上便利な土地を小作して、耕地への往復時間を節約する。
- (2) 各小作人の耕地は成るべく之を集團化し、機械化その他によつて作業能率の増進を圖る。
- (3) 我國農村に於ける農家の密居状態より考へ、凡ての組合員に對し、その住家附近に其の耕地を凡て集團化せしめることは困難である。併しこの場合に於ても、自家より相等遠方にある耕地に對しては、一家族員の一日の勞働力を充分に利用し得る限度にその耕地を集團化し、その作業能率を高めるやう圖る。

然るに現在の我國の耕地は甚だしき分散状態を示してゐる。即ち水田にありては其の一筆の平均面積は六畝二〇歩にして、五畝以下のものが全數の五二%を占め、畑にありては其の一筆の平均面積は五畝二一歩にして、

一反歩以下のものが全數の七四%を占めてゐる。⁴⁾而して我國農家一戸當りの平均耕作面積は、田五反七畝、畑五反二四歩、計一町七畝二四歩（昭和一〇年）であるから、この田畑が右一筆の平均面積に均しき各筆の耕地よりなるものとすれば、我國農家は平均八・五筆の田と八・九筆の畑とを耕作してゐることとなる。これによつて我國の各農家の耕地が如何に分散してゐるか、明かである。されば各農家の耕地を集團化し、その作業能力を高める必要が痛感される。

然るに我國に於て實施されつゝある自作農創設事業に於ては、小作人をしてその現に小作しつゝある耕地を地主より購入せしめることを原則とする。従つて之によつて従來の小作人が自作農となつても、その自作田畑は依然として、従來通りの分散状態を呈するであらう。従つて今日の自作農創設事業は耕地の集團化によつて、その生産力の増進を圖することは之を念頭に置いてゐない。然るに私の提案する農地自治管理組合に於ては、耕地の集團化を行ふ可能性が與へられるから、これを基礎として自作農創設事業を行ふときは、該事業に對し耕地の生産力を増進するといふ積極性と進歩性とを與へることが出来る。

六、自作農地の創設維持 農地自治管理組合は組合區域内に於ける耕地を管理することを目的とするものであるが、組合に耕地を提供せる地主が其の耕地を他に賣却せんとする場合には、既述の如く、組合に之が先買權を認めることとし、之を一旦組合に購入して、適當の時期に之を現在の小作者に購入價格を以て賣却するか、若くば組合員たる地主より組合員たる小作者をして直接これを購入せしむべきである。後者の場合には組合が仲介者となつて、小作人が公正なる價格を以て耕地を購入し得るやう斡旋の勞をとるべきである。かくして耕地が村外若

4) 田中貞次氏、農業土木學。我國の耕地分散状態に就いては、帝國農會、耕地分散に關する調査(昭和十二年九月)參照。

くば非農業者に轉出することは之を防止すべきである。また更に進で村外地主(不在地主)の持つ耕地は漸次之を組合に購入して、農村への自治的耕地の還元を圖り、以て自作農の創設に努むべきである。

更に農地自治管理組合は、組合員たる自作農のためにも其の自作地の維持乃至管理を圖るべきである。思ふに從來自作農たりし者が、昭和四・五年來の農業恐慌によつて打撃をうけて、小作農に轉落したるものが少くはない。此等の場合、窮乏した自作農の手離したる耕地が農業者以外の人々に購入されることとなつた實例が極めて多い。高野欽一氏が秋田縣の稻作農業地帯に於ける耕地の農村逃散を調査して、「破局農家の喪失する耕地の所有權は、大方は町場在住の金融業者、銀行、酒屋等々へ兼併されて行き、從つて農村には昔ながらの田畑が現存しても、其の實質的な存在は農村から都市へ、町場へと逃散しつゝある。」一經濟的破綻の結果、耕地の賣却を餘儀なくされる農家には、耕地の買手が斯る自作地擴張を企圖するものであつてはならない。例令斯る農家に賣却すれば五〇〇圓位の高値に取引されるとしても、爲めに土地を離れねばならぬとすれば、寧ろ一五〇圓以上の安値でも永久に小作の出来る買手を探さねばならない。かゝる關係で町場の人に買手を求めることが得策となつてくる。⁵⁾斯くの如き理由から耕地所有が都市へ流出することとなるのは、ひとり秋田縣のみに限らないであらう。

かゝる場合にこそ、私の提唱する農地自治管理組合が大いに活動すべきである。即ち組合はこの場合、公正なる價格を以て窮乏に瀕せる自作農から一時其の耕地を組合に購入する。斯くして組合が所有することとなつた耕地は、そのまゝ元の自作農に公正なる小作料を以て小作せしめる。尙ほ此の耕地購入の際には、將來購入價格を以て賣主たる元の自作農が買戻し得るやう契約をなし置き、その自奮によつて再び元の自作農に立ち戻る路を開

5) 高野欽一氏、稻作地帯に觀る農村色(農業と經濟、第三卷、第五號)九六・九八頁。

して置くこととする。

一般に農民の耕地購入と、其の之を手離す状況とを觀察するに、農民が耕地を購入するのは、農産物價格が上昇し、その収入が増加する場合であり、従つて購入する農地の價格は高い。然るに農民が其の所有する耕地を手離すのは、農産物價格が暴落して窮乏に瀕した場合であり、従つて賣却する耕地の價格は甚だ低い。されば農民は耕地を高く買つては、之を安く賣ることとなる。斯くてひとり金融業者や土地賣買業者のみを利する結果となつた。かゝる農民の不利を救済するために、今日まで果して如何なる政策が採られたであらうか。これを考ふるとき、私は農民のために悲しまざるを得ない。

然るに農地自治管理組合を設立するときは、かゝる弊害を除去し、自作農民の利益のために其の耕地を管理することが可能となる。最早や農民は従來の如く、安く耕地を賣つては、之を高く買戻す必要がなくなる。

然らば農地自治管理組合が、自作農地の創設維持を行ふために要する資金は之を如何にして調達すべきであるか。これには次の二方法が考へられる。(1)先づ第一には各村々の農地自治管理組合を以て、全國的聯合會を組織し、此の聯合會に債券を發行せしめ、之によつて長期資金の調達を圖らしめることである。(2)第二には農林省が自作農創設維持事業資金を農地自治管理組合にも、貸付することである。これは先般行はれた自作農創設維持補助規則の改正によつて、農林省は「市町村其他農林大臣の適當と認むる團體が、自作農の創設の爲に行ふ土地の購入又は未墾地の開發に必要な資金の貸付」を行ひ得ることとなつたから、農林大臣が適當と認める限り、農地自治管理組合も資金を借入れ得る筈である。従つて前者の方法よりも後者の方が便宜であらう。

七、其の他の事業 農地自治管理組合の行ふべき其の他の事業には左の如きものがある。

(1) 備凶積立 農地自治管理組合は組合の經費に當てるため、組合員たる地主及び耕作者より手数料として年々若干の金錢又は現物を徴収する。例へば小作料一石につき地主二升、耕作者一升五合の如し。而して此の徴収金額より、組合の經費を差引きたる殘額は之を組合に積立て、凶作または其の他組合員の災害に對する共濟金にあて、以て組合員間の相互扶助の妙味を發揮せしめる。

(2) 共同經營 組合員の各自の耕作は個人經營によるを原則とするが、必要な場合には共同耕作をも行ふべきである。例へば今回の事變の場合に於けるが如く、農村より多くの應召者を出し、農村に於て勞働力の不足を訴ふるが如き際には、共同耕作を行つて勞力の節約を圖るべきである。而して農地自治管理組合の設立によつて、耕地の集團化が行はれるから、共同經營や農業機械化を行ふ前提條件も與へられる。また必要な場合には、農地自治管理組合は應召者の耕地を一時管理して、その不在中に於ける耕作權を擁護することも出来る。

四

以上によつて私の提唱せんとする農地自治管理組合の組織及び機能の如何なるものであるかを明にした。この農地自治管理組合は超階級的なる第三者の立場から地主・小作者間の問題を公正に解決し、併せて自作農の創設維持を圖る協調的組織であり、しかも農地生産力の増進を目標に置くものである。この場合、私は地主・小作者間の互讓相助の精神の必要なることを強調するものであるが、併し私とても、斯かる農地自治管理組合が單なる地主・小作者の間の互讓相助の精神のみによつて圓滑に其の機能を發揮し得るものと考へる程、この互讓相助の精神を過大に評價してはゐない。従つてこの場合に於ても、かの米穀自治管理法に對應せしめるに米穀統制法を以てせるが如く、農地自治管理組合に對應せしめるには、國家の農地法その他の農地に關する立法を以てし

なければならぬと考へる。この場合、茲に提唱した農地自治管理組合を活用するためには、國家の制定する農地法に於て少くとも左の如き事項を規定しなければならぬ。即ち

(1) 農地自治管理組合の耕地管理權を或る程度まで確立すること。

(2) 農地自治管理組合に組合區域内の耕地を先買する權利を與へること。従つて或る程度まで耕地の賣買は之を制限すべきである。即ち土地仲買人(ブローカー)や農民に非ざる者が單純なる投資の目的を以て耕地を購入することは之を制限し、⁶⁾ 農地自治管理組合に、その區域内の耕地に對する先買權を認むべきである。蓋し元來農民にとつては耕地は勞働の對象であり、且つ生活の根據であるから、耕地が投機的賣買の目的物となることは、望ましくはないからである。

(3) 農地自治管理組合に對しては、自作農創設維持を圖るために要する資金は之を國家より融通すること。

(4) 今日に於ても産業組合組織たる土地利用組合、若くは中合組合組織たる耕地管理組合⁷⁾によつて、耕地管理事業を行つてゐるものが相當の數に上るから、此等の組合には、農地自治管理組合の代行機關たる資格を認めること。

今や我國に於ては農地問題を解決すべき要望が甚だ熾烈である。この解決策として大規模なる自作農創設、小作法の制定、この兩者を包攝する農地法案等が提唱されてゐる。茲に提唱した農地自治管理組合案もまた農地問題解決の一方法たるであらう。農地問題は農業政策上最も重大なる問題であるから、此等の提案が充分に吟味検討され、各提案の持つ夫々の長所が取り入れられて、最善の農地政策が確立せられることを私は切望してやまない次第である。(昭和十二年十一月三十日)

6) この點に就いては澤村康氏、農業土地政策論、三三〇頁參照。

7) 拙稿、耕地管理組合に就いて(經濟論叢、第四十四卷、第五號)參照。